

加古川市家庭用省エネ設備導入補助金の Q&A

【目 次】

- I 事業の概要……………2
- II 対象者……………2
- III 対象事業……………3
- IV 補助手続き……………4
- V その他……………6

I 事業の概要

Q1 あなたのエコ暮らし応援事業の目的は何か。

A1 市民の生活様式の脱炭素化と快適な暮らしを実現する具体的な施策として、市内の住宅への省エネルギー化設備導入経費に対して補助を実施し、家庭部門から排出される温室効果ガス削減を目的としています。

Q2 予算額はいくらか。また、予算額に達した場合は、申請期限前に補助を終了するのか。

A2 総額 2,500 万円です。予算額に達した場合は、申請期限前であっても補助を終了します。

Q3 来年度は実施するのか。

A3 未定です。

II 対象者

Q1 住民票は加古川市にあるが、明石市に住んでいる。対象者になれるか。

A1 対象外です。住民登録地、居住する住居が加古川市内である方が対象です。

Q2 住民票は加古川市尾上町にあるが、加古川町に住んでいる。対象者になれるか。

A2 対象です。ただし、加古川町に住んでいることを証する書類(加古川町に届いた郵便物等)が必要です。

Q3 これから加古川市に転入する場合は、対象者になれるか。

A3 既存設備の更新を対象とした補助のため、転入先住居における対象設備が更新にあたる場合は対象となります。

Q4 不動産賃貸のオーナーが設置する場合、対象者になれるか。

A4 個人を対象としており、賃貸オーナーなど事業者や法人は対象とはなりません。

Q5 「賃貸集合給湯省エネ事業」の交付決定を受けているが、対象者となれるか。

A5 対象外です。本市の補助事業では、個人を対象としており、賃貸集合住宅のオーナー等を対象外としています。また「賃貸集合給湯省エネ事業」において対象となる設備はエコジョーズ及びエコフィールであるため、本市の補助事業では対象となりません。

Q6 賃貸住宅にて、賃借人が高効率給湯器へ更新した場合、対象者になれるか。

A6 賃借人が国の「給湯省エネ事業」の交付決定を得ていれば、対象となります。

※国の「給湯省エネ事業」において設置する給湯器が補助の対象となるかは、国の「給湯省エネ事業」のホームページをご覧ください。

【ホームページ URL】

<https://kyutou-shoene2025.meti.go.jp/>

Q7 市内の店舗兼住宅に居住しているが、対象者になれるか。

A7 国の「給湯省エネ事業」の交付決定を得ていれば、対象となります。

Q8 国や県その他の団体の補助金等との併用は可能か。

A8 国の「給湯省エネ事業」以外の国や県その他の団体の補助金等との併用はできません。

Q9 国の「給湯省エネ 2024 事業」において交付決定を受けているが、令和7(2025)年度に市の補助事業に申請しても補助対象となるか。

A9 国の交付決定を受けてから6ヶ月以内であれば補助の対象となります。ただし、過去に「加古川市家庭用省エネ設備導入補助金交付要綱(以下、「市交付要綱」という。)」において、市から補助金の交付を受けた給湯器については補助対象とはなりません。

Q10 国の「給湯省エネ 2024 事業」と市交付要綱に基づき国と市から補助金の交付を受けた設備が故障したので、国の「給湯省エネ 2025 事業」を活用し、給湯器を買い替えした場合、市の補助対象となるか。

A10 国の「給湯省エネ事業 2025」の交付決定を受けているのであれば補助の対象となります。

※国の「給湯省エネ 2025 事業」において設置する給湯器が補助の対象となるかは、国の「給湯省エネ 2025 事業」のホームページをご覧ください。

Q11 窓断熱改修の補助事業は実施しないのか。

A11 市の補助事業は令和6年度をもって終了しました。

国の「先進的窓リノベ事業」において、最大 200 万円の補助を受けることができますので、詳しくは「先進的窓リノベ事業」のホームページをご覧ください。

【ホームページ URL】

<https://window-renovation2025.env.go.jp/>

Ⅲ 対象事業

Q1 なぜエコキュートとハイブリッド給湯機を対象としたのか。

A1 一般的な家庭のエネルギー消費のうち、給湯が占める割合は3割程度あります。エネルギー消費の極めて大きい給湯の省エネルギー化を進めるため、特に省エネ性能の高いエコキュートとハイブリッド給湯機を対象とすることとしました。

Q2 取付工事は補助の対象か。

A2 高効率給湯器導入事業は、国の「給湯省エネ事業」の交付決定を受けた経費が、対象となります。ただし、国の「給湯省エネ事業」の補助として、電気蓄熱暖房機または電気温水器の撤去工事を行った場合、その工事に応じた定額が加算されますが、この加算額については高効率給湯器導入事業の補助金として算入せずに、市の補助金を算定します。

(例)国の「給湯省エネ事業」補助額が 14 万円(うち電気温水器の撤去加算額 4 万円)の場合、国の補助額を 10 万円とし、市の補助額は 5 万円(15 万円から国の交付決定額 10 万円を差し引いた額)となります。

Q3 メーカーの制限はあるか。

A3 国の「給湯省エネ事業」の補助対象製品であることが必要です。

Q4 市外の工事事業者に設置してもらった場合も対象か。

A4 対象となります。工事事業者については市外か市内であるかは問いません。

※国の「給湯省エネ事業」は登録事業者による施工であることが必要です。

Q5 付け替え前の機種は何でも良いのか。

A5 付け替え前の機種については、特に定めはありません。

Q6 給湯器が故障して動かないので、買替設置をしたいのだが補助の対象となるか。

A6 国の「給湯省エネ事業」の交付決定を受けているのであれば補助の対象となります。

Q7 令和7年3月30日にエコキュートの工事請負契約を締結し、令和7年3月31日に設置してもらった。令和7年6月10日付で国の「給湯省エネ2025事業」の交付決定を受けたのだが補助対象となるか。

A7 対象となります。国の「給湯省エネ2025事業」において設置する給湯器が補助の対象となるかは、国の「給湯省エネ2025事業」のホームページをご覧ください。

Q8 店独自のクーポン等で2万円値引きしてもらったが値引後が対象か。

A8 実際に支払った額(税抜き)が補助対象経費となるため、クーポンや交渉により値引きがあった場合、値引後が補助対象経費となります。

IV 補助の手続き

Q1 補助を受けるためには、どのような手続きをする必要があるのか。

A1 加古川市家庭用省エネ設備導入補助金交付申請書(様式第1号)にその他必要な書類を添えて市に提出してください。申請時に必要な書類はホームページに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

Q2 申請書はどこで入手できるのか。

A2 ホームページからダウンロードしてください。

Q3 我が家は家族が多いためエコキュートを2基設置したが申請書は2枚書くのか。

A3 申請書は国の交付決定毎に記入してください。また、添付書類は申請毎にそれぞれ分けてください。1枚の領収書(レシート)に複数台の対象設備が含まれている場合は、それぞれ申請書ごとにコピーを添付し、申請する対象製品に丸印を付けるなど、補助対象が分かるようにしてください。

Q4 申請の受付はどのような方法で実施されるのか。

A4 受付は先着順です。予算額を超える申請があった場合、予算額を超えた日における申請の中で抽選により補助対象者となる優先順位を決定し、必要に応じて一定数補欠の申請を受け付けます。なお、同日の申請は受付時刻に関わらず、すべて同着として扱います。

Q5 オンラインでの手続きは可能か。

A5 オンライン手続き可能です。ホームページをご確認ください。

Q6 郵送による申請書の提出は可能か。

A6 可能です。なお、郵送時の郵送料(不備がある場合の返送料含む)は自己負担となります。

Q7 市民センターに申請書を提出できるか。

A7 可能です。ただし、市民センターでは書類の取り次ぎのみとなり、書類の確認は行いません。環境政策課へご提出いただくと、その場で書類の確認を行いますので、申請手続きがスムーズに進みます。

Q8 市民センターに提出した申請書の申請受付日はいつか。

A8 市民センターへ提出した日が受付日です。

Q9 補助金の手続きの委任において、委任状に手続代行者の押印は必要か。

A9 不要です。ただし、委任者の署名又は記名押印が必要です。

Q10 申請書等は、鉛筆や消せるボールペンで記入してもいいか。

A10 必ず黒色ボールペン(消せないタイプ)でご記入ください。

Q11 申請書等の記入を誤ったのだが、どのように訂正すればいいか。

A11 新たに書類を作成し直してください。

Q12 「交付決定通知書」を手続代行者に送付してもらえるか。

A12 手続代行者へは送付はできません。申請者本人にのみ送付しますので、通知書が届かない場合はお問合せください。

Q13 契約書がない場合、どうすればいいか。

A13 契約書に類する資料の写しを提出してください。

Q14 領収書がない場合、どうすればいいか。

A14 振込明細書など、支払ったことが分かる書類を提出してください。

Q15 領収書は「設置工事一式」として総額のみが記載されているが、他に添付が必要か。

A15 領収書に加え、総額の内訳がわかる資料(見積書や請求書等)を追加でご提出ください。

Q16 補助事業者名と振込口座の名義は同じでなくてもいいか。

A16 補助事業者(請求者)と口座名義は同じである必要があります。

Q17 「振込先が確認できる書類」は何を提出すればいいか。

A17 金融機関名、本支店名、口座番号、口座名義が記載されているページ等のコピーを提出してください。

V その他

Q1 補助金の交付を受けた場合、税金はかかるのか。

A1 本補助金は原則、所得税の課税対象となります。具体的な申告やご不明な場合は、国税相談専用ダイヤル(0570-00-5901)をご活用ください。

※ご不明な点がございましたら、環境政策課までお問合せください。

○問合せ先

加古川市役所環境部環境政策課(市役所新館7階)

電話:(079)427-9769 <直通> FAX:(079)422-9569

電子メール:kan_seisaku@city.kakogawa.lg.jp